

第 1 回 体系的理解

I. 紛争処理法

A. 対象範囲の画定 概念 「紛争」「処理」「法」

1. 紛争

「紛争」概念

紛争は違法行為をめぐるもののみか

2. 処理

処理 settlement と解決 resolution

3. 法

紛争処理をする手段は法だけか

B. 紛争処理「手段」 cf. 国連憲章 33 条

1. それぞれの「手段」の概要 →教科書

2. 分類整理

- ・ 合意による処理
- ・ 第三者の決定による処理 ←これも合意が前提
 - ・ ad hoc な合意に基づく第三者の決定
 - ・ 事前の合意に基づく第三者の決定

II. 安全保障法

A. 武力行使の「禁止」 国連安全保障体制

かつて 紛争処理としての戦争

現在 自衛のための戦争

現在の制度の概要

武力行使の「禁止」 憲章 2 条 4 項

武力行使権限の集中 憲章 7 章

安全保障理事会は何でもできるのか cf. 憲章 1 条 1 項

B. 武力行使禁止の例外

1. 自衛

憲章 51 条

先制自衛の可能性

2. 自衛以外の例外はあるか

人道的干渉 憲章 2 条 4 項の解釈

III. 武力紛争法

A. 武力紛争法の存在理由

人の保護

国と人との区別

武力行使が禁止されている法体系における武力紛争法の存在理由

B. 武力紛争法の基本原理

武力紛争遂行に必要でない加害行為をしてはならない

- ・ 区別
 - ・ 戦闘員と文民
 - ・ 軍事目標主義
- ・ 不要な苦痛 サンクト・ペテルスブルク宣言前文
 - ・ 兵器（攻撃手段）規制

C. 現在の課題

非国家的武力紛争にどのように適用するか

どこまでが武力紛争遂行に「必要」なのか 「テロとの戦争」